

令和元年度 鴨川市いじめ問題対策調査会

令和2年1月31日（金）

午後1時より

鴨川市役所天津小湊支所2階会議室

1 開 会

2 教育長挨拶 月岡 正美 教育長

3 各委員の紹介

4 鴨川市いじめ問題対策調査会について（説明：事務局）

5 議 事

（1）鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告（事務局より）

（2）鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について（事務局より）

（3）その他

6 諸 連 絡

7 閉 会

平成30年度・令和元年度 鴨川市いじめ問題対策調査会 委員名簿

	分 野	氏 名 (敬称略)
1	福 祉	武田 由美
2	福 祉	石塚 則子
3	医 療	黒野 隆
4	人 権	嶋津 辰次郎
5	心 理	奈良 和子

- 1 概要について（詳細は別紙資料参照）
- 2 報告について（詳細は別紙資料参照）
- 3 質疑について
 - (1)「子どもが困っているときの話し合い、また、その後の保護者対応について
どうしているか。」
 - ・保護者対応によるストレスを抱えてしまう教職員もいるため、教職員一人では抱え込まず、先輩や管理職に聞き、対策会議を開くことがよい。
 - (2)「発達障害、又は発達障害の疑いがありそうな子どもの対応はどう指導したら
よいか。」
 - ・発達障害のため周囲とのコミュニケーションに課題がある場合、周りの子の「ダメだよ」という何気ない注意も、本人がいじめだと感じることがある。安易に「最初の原因はあなたですよ」では片付けられないので、被害者、加害者対応の難しさがある。職員間で子どもへのアプローチの様子、事前情報の共有が大事である。
 - ・原因の特定を安易に「発達障害によるもの」と割り切ってしまうと、大人はとりあえず落ち着くことができるが、困っている当事者の子どもにとっては、何の解決にもなっていない。積極的に受容するなど、学校も本人も周りも変わっていくことで、いじめが起これにくい安心できる環境を整えていくことがよい。
 - (3)「生徒指導など対策会議に特別支援コーディネーターが入っている学校はあるか。」
 - ・対策会議に特別支援コーディネーターが入ることで、本人がトラブルを抱えてしまったときの対応や、保護者との関わりを、あらかじめ教員が情報共有できる。その子に対する指導が明確になるメリットがある。
 - (4)「いじめの認知は、児童・保護者などから、「いじめ」の訴えがあったもの
だけでなく、アンケート調査等により周囲の声を積極的に拾う方法もあるの
では。」
 - ・本人、保護者の申し出のみならず、周りが見聞きしたことに対するアンケート調査も大切である。万一、重大事態になった場合は、見聞きしたことの聞き取りが大切になる。よいアンケートがあれば、自校に取り入れることも大事である。
 - (5)「道徳の授業で千葉県映像教材は活用されているか。」
 - ・教科書だけでなく、映像教材を効果的に活用することで、読み取りが苦手な子も感想をいつもより多く書いたり、考えたりすることができるのでよい。
 - ・関連として、県教委から今年度配付された「いじめをゆるさない」リーフレットの4コママンガは、ワークシートもついており、授業参観で取り上げたところ、効果的であった。

4 助言について

- (1)・SOSミニレターを活用することで、身近な人に相談できない恥ずかしい内容も手紙でやり取りができる。内容によっては学校、教育委員会にも情報提供をしている。
 - ・毎週水曜日に、人権擁護員による相談を、面接や電話で受け付けているので、どうにもならないときに活用できる。
 - ・鴨川市は作文・絵画コンクールの応募が多い。
 - ・これらの活動を通じ、学校と引き続き連携をしていきたい。
- (2)・近年はLINEで様々な情報が伝わる。誤った情報が拡散し、いじめが発生する場合もある。保護者に事実をしっかりと伝えていくための、初期対応、ケース会議、時にはスクールカウンセラーを入れた対応が大切である。
- (3)・いじめ、体罰、児童虐待は年々増えている。核家族化、母子・父子家庭、パート・アルバイトが原因となる。ネグレクト、育児放棄の事例がある。
 - ・何日も同じものを着ているなど、外見が不自然である場合は、連絡をいただきたい。家庭児童相談員を通じて学校へ出向き、不幸な事故を防ぐ手助けをしたい。
- (4)・SNS、インターネット、オンラインゲームなどに悪口を書き込み、トラブルになるケースがある。それが、夜中であっても学校は介入・指導している。どこまで学校が関わるべきものか、考えさせられるが、子どもたちの情報発信には責任を持たせたい。
 - ・どんな案件もチームで対応していきたい。
- (5)・担任、学年、学校がそれぞれ、自分たちだけで頑張ってしまう、問題を抱えてしまうことがある。是非、今日お越しいただいている関係機関の皆様や、福祉課などとネットワークを確立することで解決に至る場合もある。
 - ・いじめを起こさない環境作り、お互いに尊重し認め合う人間関係づくり、子どもたち一人一人が安心できる環境を目指すことが大切である。
- (6)・いじめについては、担任に任せるのではなく、管理職を含め組織として学校全体で対応されたい。困難な件については、市教委へ積極的に相談を。
 - ・目の前の子どもたちへの日々の指導について、先生方のご尽力に感謝する。

いじめ防止等のための対策の評価及び検証

鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- 1 組織の設置について（詳細は資料参照）
- 2 各種施策（詳細は資料参照）
 - （1）相談体制の充実及び情報収集体制の充実
 - ・スクールカウンセラーの配置等について、県教委へ要望
 - ・相談体制の強化。学校を中心に各種機関とのネットワークづくりの援助
 - （2）いじめの防止及び早期発見
 - ア 全ての学校を訪問し、いじめの防止及び早期発見のための手立てが適切に講じられているか等について、書類点検を通して把握し、指導助言を行う。
 - イ 各校が実施する生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会へ指導主事が参加する。（全ての学校を訪問する、指導・助言を行う）
 - ウ 情報交換および研修の場の確保として、年2回以上の生徒指導担当者会議（市教委主催）を実施する
 - エ 学期に1回以上のいじめ調査を実施し、市内各校におけるいじめの状況を把握するとともに状況に応じて、学校への指導・助言を行う。
 - オ 欠席児童生徒に対する月例報告を実施することで、不登校児童生徒を正確に把握し、学校への指導・助言を行う。
 - カ 各校の相談体制を支援するとともに、相談機関等についての周知を学校を通じて行う。
 - キ 市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。
 - （3）人材の確保及び資質の向上
 - ・教職員の研修は、各校での実施を義務づけるほか、前述の生徒指導担当者会議（市教委主催）にて、各校担当者を対象とした研修を実施する。
 - （4）啓発
 - ・「いじめ防止月間（4月）」については、「広報かもがわ」に記事を掲載し、市民に向けても広く呼びかける。また、各学校では、学校だより等を通じて、保護者への啓発活動を行う。
 - （5）インターネットを通じて行われるいじめへの対策
 - ・関係機関等と連携して資料を配付する。また、各学校に対しては、計画的・継続的な情報モラル教育が実施されるよう、指導・援助する。
 - （6）調査研究（別紙資料）
 - （7）財政措置（別紙資料）

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

- ・各校が実施する生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会、学期に1回以上のいじめ調査を実施し、市内各校におけるいじめの状況を把握するとともに状況に応じて、学校への聞き取り調査・指導・助言を行っている。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめにより苦しんでいる児童生徒を救うために、どんな支援が必要なのかを吟味するため、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言を行っている。

市立学校が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

- ・各校で策定したいじめ防止基本方針は、各校のホームページやPTA総会で公開している。また、学校評価のアンケート項目に位置付け、その評価結果を踏まえた改善に努めている。

2 組織の設置

- ・校内生徒指導委員会、校内いじめ防止対策委員会を設置し、校長、教頭、生徒指導主任、学年所属職員、教育相談担当職員、養護教諭、関係職員、スクールカウンセラーを中心に構成され、一人の職員、学級担任等がいじめ問題を抱え込まないように情報の集約と共有化を図っている。

3 各種施策

(1) いじめの防止

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。児童生徒会主体による全校集会や館山人権擁護委員協議会鳴川部会と連携し、人権教室の開催や人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を行っている。

(2) いじめの早期発見

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組んでいる。

(3) いじめへの対応

- ・いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を最優先に保護し、状態に応じた継続的な指導・支援を行う。また、加害児童生徒に対しても、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導している。

(4) いじめの解消とは（別紙資料）

(5) いじめが起きた集団への働きかけ（別紙資料）

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- ・千葉県「ネットパトロール事業」等から情報を得るなど、早期発見、早期対応に努めている。本年度の県から報告はゼロである。

保護者が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- ・各校で策定したいじめ防止基本方針は、PTA総会や各校のホームページで公開され、毎年PTA総会資料で目にしている。また、各学校評価アンケートに協力し、その評価結果を受け、学校と共に改善に努めている。

市民が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- ・「広報かもがわ」に「いじめ防止月間（4月）」の記事を掲載し、市民に向けても広く呼びかけをしている。
- ・学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守り活動（学校支援ボランティア）を行っている。

重大事態への対処

- ・重大事態は発生していない。

鴨川市教育委員会では、本市の教育政策委員会の中にある小中一貫コーディネーター研修会のメンバーで、児童生徒、教職員、保護者の3者にアンケート調査を行いました。

児童生徒は「学校に行くのは楽しい」という質問に対して、80%が肯定的な回答をし、多くの児童・生徒が楽しく学校に通えていることがうかがえました。しかし、そう思わないと答えた児童・生徒も6%いました。引き続き、全員が楽しく通える学校づくりを目指していきたいです。

教職員に対するアンケートでは、生徒指導に関する取り組みについての質問に対して、「児童生徒の悩みや相談に誠実に対応している」98%、「個のよさを認め合えるような指導を行っている」96%とほぼ全員が肯定的に回答しました。児童生徒一人一人のよさを認め、誠実に対応しようとしている教職員が多いことがわかりました。

保護者からは、次の5点の質問に対して、肯定的な回答が得られています。

- (1)「お子さんは、明るく元気に登校し、楽しく学校生活を送っている」87%。
- (2)「学校は、子どものよさを認め、やる気を持たせるよう努めている」85%。
- (3)「学校は、子どもや家庭からの悩みや相談に誠実に対応している」85%。
- (4)「学校での様子や取り組みが、各種たより等でわかりやすく伝えられている」86%。
- (5)「学校では、いじめのない心の通い合う集団がつくられるように努めている」81%。

しかし、最後の質問は裏を返すと、19%の保護者が「いじめのない心の通い合う集団がつけられているように努められていない」と解釈しているということです。この数字を来年度以降の調査で減らしていくことが課題として挙げられました。

全体的に見ると学校に対して肯定的な考えを持つ保護者が81%以上と、概ね満足していると捉えられます。そして、自分の子どもに関しては、厳しい目で見ている傾向がうかがわれます。

来年度以降もアンケート結果から、いじめのない心の通い合う集団がつけられているように努められているかどうかを、注視していきたいと考えます。



相談ごと

【市民相談室】

- ◇毎週火・水・金曜日
火=午後1時～6時30分
水・金=午前9時～午後3時30分
- 鴨川市役所1階市民相談室
☎(7093) 7852
- ・行政全般についての疑問や要望、意見など

【人権・行政相談】

- ◇4月16日(火)午後1時～3時30分
- 鴨川市役所7階会議室
- ・人権問題や市役所の仕事など。問い合わせは、経営企画課 ☎(7093) 7827 へ

【クレジットサラ金相談】

- ◇毎週水曜日 午後1時20分～4時20分(祝日は休み)
- 鴨川市商工会3階
- ・借金問題でお困りの方を対象に弁護士が相談を受付。相談は初回のみ無料。相談を希望する方は、事前に鴨川法律相談センター ☎043(227) 8972 へ

【こども急病電話相談】

- ・夜間にお子さんの具合が急に悪くなったとき、「医療機関で受診した方がいいか、家で様子をみても大丈夫か」どうか、看護師や小児科医が電話で相談に応じます。
- ◇午後7時～翌日午前6時受付(年中無休)
- ☎#8000
- ・ダイヤル回線の方は ☎043(242) 9939 へ
- ★緊急・重症の場合は迷わず「119番」してください

【登記相談】

- ◇毎週火・木曜日(祝日は除く)
午前9時30分～午後3時30分
- 千葉地方法務局館山支所
- ・不動産に関する登記相談。要予約。問い合わせは、千葉地方法務局館山支所 ☎0470(22) 0620 へ

**次回の広報は
4/14(日)に発行**

4月15日(月)は新聞が休刊のため、「広報かもがわ4月16日号」の発行を1日早く、4月14日(日)の新聞に折り込みお届けします。

4月はいじめ防止月間です

いやなことをされたら、すぐ相談!

市では、4月を「いじめ防止啓発月間」と定めています。社会全体でいじめ根絶を目指し、市民の皆さんと防止に取り組んでいきます。



児童・生徒の皆さん

自分がされていやなことは人にしてはいけません。もし、自分がいじめられたり、ほかの友だちがいじめられていたりしたときは、先生や家族など、まわりの大人に勇気をもって伝えましょう。



いじめって
みっともないよ。

市民の皆さん

いじめを発見した場合、あるいはその疑いがあると感じたら、迷わず教育委員会や学校、警察へ連絡をお願いします。

■主な連絡先

- ▷天津小湊支所2階の学校教育課 ☎(7094) 0512 へ
・午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く)
- ▷鴨川警察署生活安全課 ☎(7092) 0110 へ
・24時間、365日対応

保護者の皆さん

いじめや不登校、しつけ、非行、家庭教育に関する悩みごとは、家庭教育相談をご利用ください。

- 開設日 水・木・金曜日(祝日を除く)
- 時間 午前9時から午後4時まで
- 場所 天津小湊公民館内 ☎(7094) 0910

※面談や電話相談も受け付けます

こどもたちへ

いやなことをされたり、ひとりでなやんでいたたりしたら、おうちのひとやがっこうのせんせいにそうだししてください。

または、したにかいてあるばんごうにでんわしてください。でんわだいはかかりません。ひみつは、ぜったいにまもりま。



■24時間子どもSOSダイヤル
☎0120(0) 78310

■ヤング・テレホン
☎0120(783) 497

■子どもの人権110番
☎0120(007) 110

いじめ調査

平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より
 ※本調査は、児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査です。

(1) 認知件数、解消率及びアンケート調査実施率

	30年度	29年度	増 減	1,000人あたりの認知件数	解消率 (30年度)
全 国	543,933	414,378	+129,555	40.9件	84.3%
千葉県	40,483	37,283	+3,200	63.3件	81.3%
鴨川市	299	162	+137	14.7件	96.6%

千葉県のいじめの認知件数は、全国で2番目に多い。全校種において、認知した学校の割合が増加し、認知件数も増加した。いじめの態様については、「冷やかしからかい、悪口等」、「軽くぶつかわれる、叩かれる等」、「仲間はずれ、集団による無視」の順で多い。鴨川市もいじめの態様については、同様な傾向であった。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(3) いじめ重大事態

いじめ重大事態については全国で602件発生しており前年度より128件増えている。

※いじめ防止対策推進法

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(4) いじめが解消している状態

(ア) いじめに係る行為が3ヶ月（目安）止んでいる

(イ) 当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面接等により確認）
 「国のいじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）より

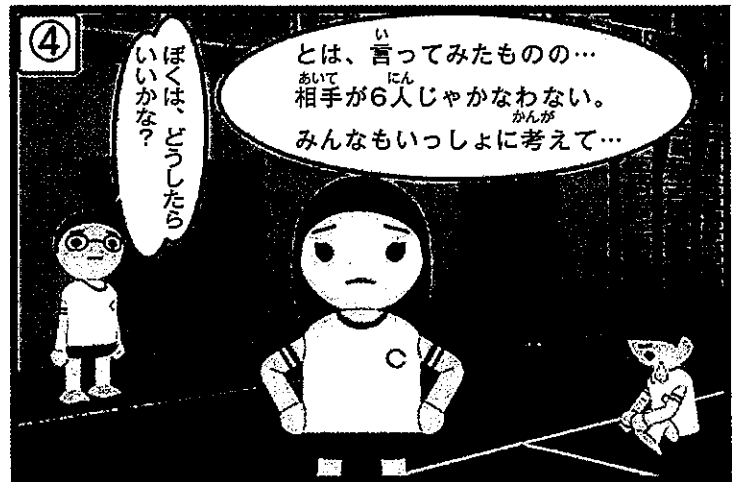
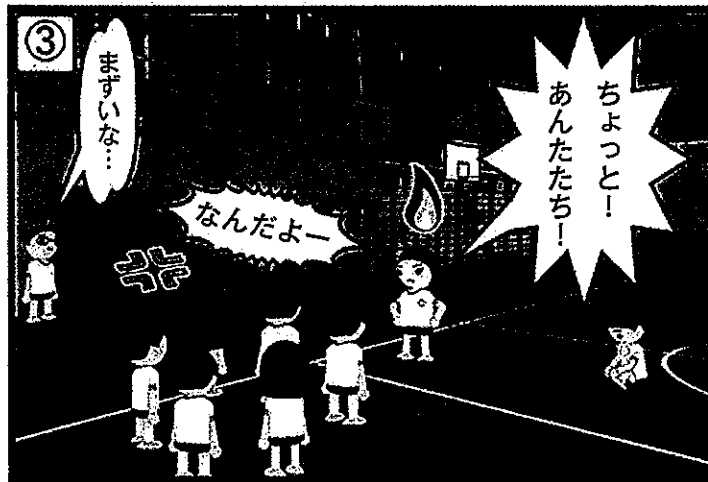
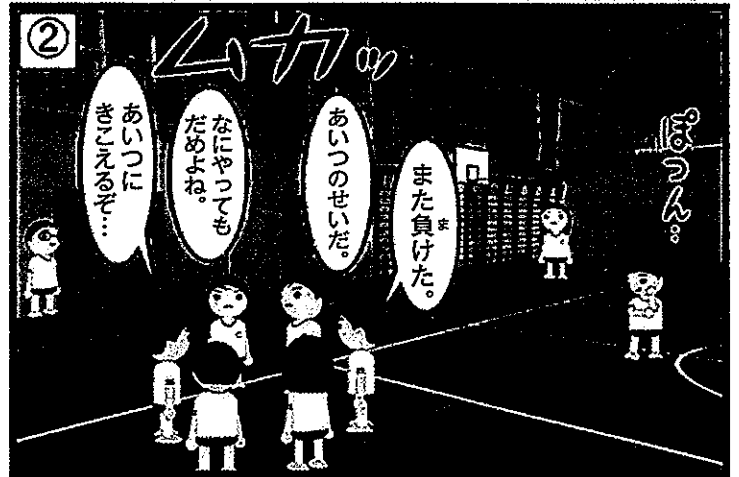
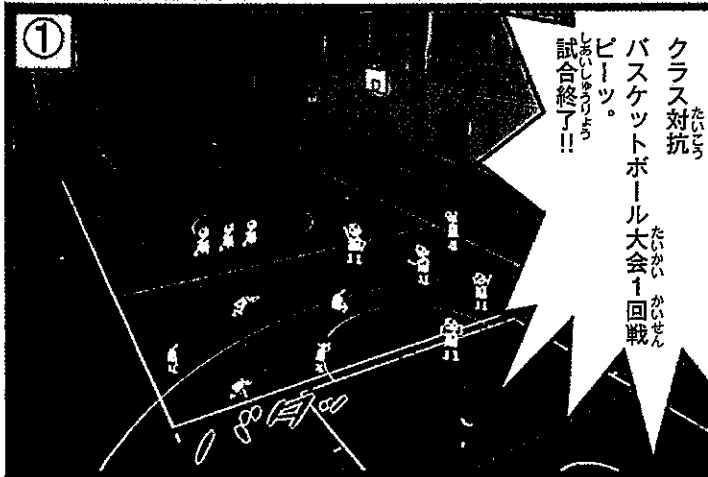
(5) 対策等

- (ア) いじめ防止基本方針及び各学校の基本方針による取組や対応策の推進。
- (イ) 教職員向けいじめ防止啓発資料リーフレットの作成・配付、研修で活用。
- (ウ) 「いのちを大切にするキャンペーン」による心の教育及び道徳教育の充実など、いじめの抑止に向けた取組の推進。
- (エ) 児童生徒へのアンケート調査や個人面談等、いじめ発見のための取組の充実。
- (オ) スクールカウンセラー、スクールロイヤー制度等を活用した教育相談体制の充実。相談機関の周知。
- (カ) いじめ防止啓発カードの作成と活用及び児童生徒、保護者向けリーフレットの活用。
- (キ) 平成27年度からの取組として、いじめ防止対策研修会（対象：29年度教育相談担当教諭、30年度管理職、令和元年度生徒指導主事）、いじめ問題対策リーダー養成研修（2泊3日）を実施。
- (ク) 市として指導主事の生徒指導会議参加、いじめ・体罰調査を毎学期実施、市主催の生徒指導担当者会議で情報交換、関係機関との連絡・連携。

いじめをゆるさない

安全・安心な学校を作る
ために
千葉県教育委員会

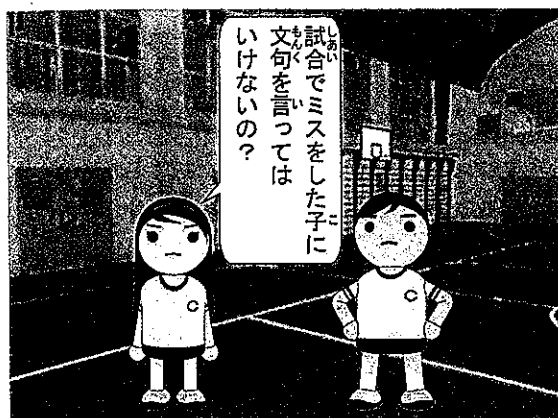
「いじめ」ってどんなこと?



○まず、漫画を見てください。何が起こっているかわかるかな?
説明してみてください。(できるだけくわしく書いてみましょう。)

(1)

しあい こもんく い
○試合でミスをした子に文句を言ってはいけないの？



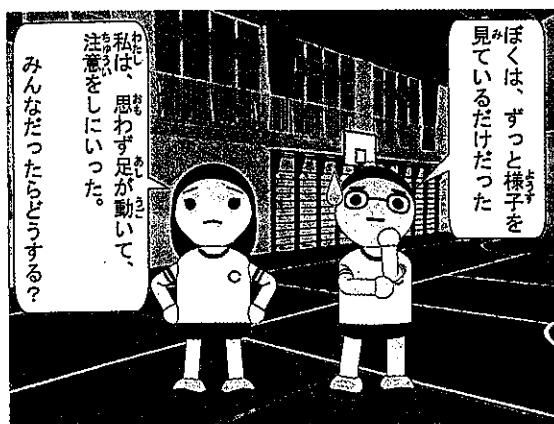
(2)

きも
○どんな気持ちかしら・・・？



(3)

○みんなだったらどうする？

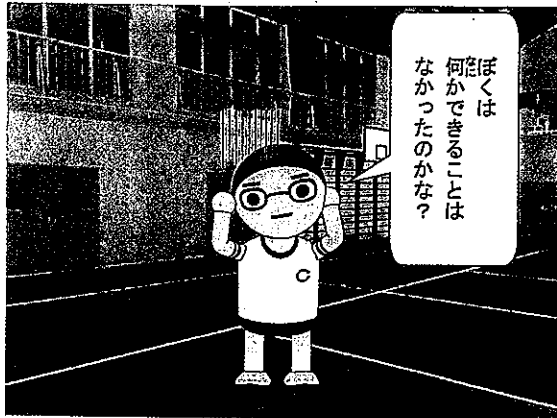


(4)

ゆうき で
○なんで勇気が出なかったんだろう？

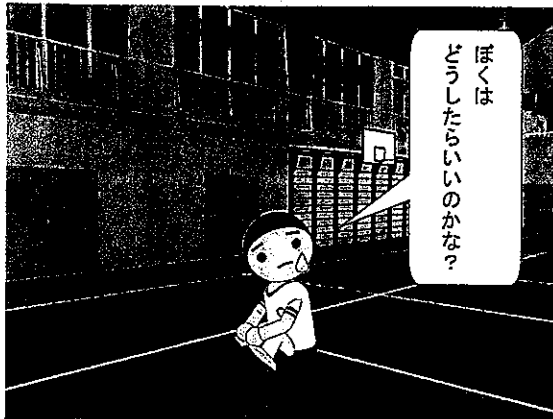


(5)



なに
○ぼくは何かできることはなかったのかな？

(6)



○ぼくはどうしたらいいのかな？

(7)



ことば
○どんな言葉をかけたらいいか かんがえてみて。
もんく
【文句を言っている子に対して】

◎いじめについて考えてみよう

ひと
○人にされたらいやなことを教えてください。「いじめってどういうことだろう？」

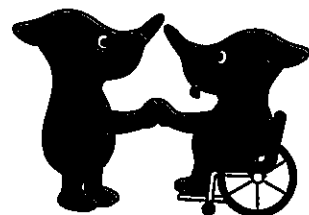
《いじめを先生や家の人に相談する》

小さな頃にいじめられて、とても大きな心の傷を負ってしまい、大人になった今でもその傷がいやされずにいる人がいます。いじめは、取り返しがつかないものです。大人も子供も、等しく許されないものです。

- ◇ わざとではなくても人を傷つけてしまうことがあります。そのときの友達の様子を見れば、わかるはず
です。そんなときは、なるべく早くていねいにあやましましょう。
- ◇ 汚い言葉や乱暴な言葉を使い続けていると、心は乱暴になり、知らず知らずのうちに友達の心を傷つけ
てしまいます。
- ◇ 悪口を言いたくなったときは、おなかに手をあてて、手のひらのぬくもりを感じながら、息を吸ったり
吐いたりを繰り返しましょう。
- ◇ やさしい言葉をかけると、思いもしない反応が返ってきて、自分の心が温かくなることがあります。

※いじめは、法律に触れる犯罪行為として扱われる場合があります

- (例) {
- ・ 悪口を言う (侮辱罪や名誉毀損罪)
 - ・ たたく (暴行罪、傷害罪)
 - ・ 物を取る (窃盗罪)
 - ・ いやなことをさせる (強要罪)
- }



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

《いじめを先生や家の人に相談する》

あなたや友達がいじめを受けているとき、そのことを話してもらえなかった先生や家の人、どんな気持ちになるのでしょうか？みんな皆さんのことを心配しています。いじめを受けたり、いじめに気付いたりした時は、先生や家の人など身近な大人に必ず相談してください。ていねいにみなさんのお話を聞いて、たくさんの人々が協力して問題の解決まで責任を持って対応します。

- ◇ いじめを受けている (いじめかどうかわからないけど、友達との関係でいやな気分になっているなども含みます。)
- ◇ いじめを見つけた (友達が悲しそうにしている、つらそうに見えるなど、気になるときがある)
- ◇ 自分がいじめをしているとき (本当にこんなことしていいのかな？と疑問に思う瞬間もあると思います。)

*** どうしても先生や家の人にお話できないときは、下にあるようにほかにも相談できる場所があります。**

◆いじめの相談機関◆

- ☆子どもと親のサポートセンター 0120-415-446 メール saposoudan@chiba-c.ed.jp
- ☆24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ☆ヤング・テレホン (千葉県警察少年センター) 0120-783-497
- ☆子どもの人権110番 0120-007-110
- ☆千葉いのちの電話 043-227-3900

《ちがいがあってあたりまえ》

人はひとりひとり、みんなちがっています。ちがっているからうまくいっていることがたくさんあります。例えば、先生方にもいろいろなちがいがあります。きまりを守らなかったときにきびしくしかってくれる先生、こまったときにやさしく相談にのってくれる先生、休み時間にいっしょにあそんでくれる先生・・・いろいろな先生がいて、みんなが楽しく学校生活を送れるように見えています。

クラスも同じです。元気な子、静かな子、ゲームがとくいな子、本が好きな子・・・いろいろな友達と話をしたり、遊んだり、勉強したりできるから、クラスが楽しくなるのです。自分とちがうからといって意地悪をしたり、仲間はずれにしたりすると、自分も相手も傷つきます。友達の中にあるちがいをみとめて、大切にしてください。



※国、千葉県、市町村、学校では、いじめを防いだり、いじめを受けた子供たちを守るためにきまりをつくり、みんなで協力して行動しています。気になることは、必ず相談してください。

令和元年度

鴨川市いじめ問題対策調査会

【資料A】

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 鴨川市いじめ防止対策推進条例 | P 1 ～ 5 |
| 2 | 鴨川市いじめ問題対策調査会規則 | P 6 |
| 3 | 鴨川市いじめ防止基本方針 | P 7 ～ 19 |
| 4 | 鴨川市いじめ防止基本方針概要版 | P 20 ～ 23 |

鴨川市いじめ防止対策推進条例

平成28年3月24日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにし、及び市の施策に関する基本的な事項を定め、並びにいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (5) 市立学校 鴨川市立小学校設置条例（平成17年鴨川市条例第75号）第2条に規定する小学校及び鴨川市立中学校設置条例（平成17年鴨川市条例第76号）第2条に規定する中学校をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童等を現に監護する者をいう。
- (7) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、関係機関と連携して、いじめの防

止等のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(学校の設置者の役割)

第6条 学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び学校が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守りを行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると思料する場合には、市、学校その他の関係機関に情報を提供するよう努めるものとする。

(市立学校及びその教職員の役割)

第9条 市立学校及びその教職員は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民及び関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校においていじめが発生した場合又はその疑いがある場合には、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

2 市立学校は、いじめの防止等に当たり、その教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。

3 市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

(市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針として、本市の実情に応じ、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市は、市いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、法第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例第11条第1項の規定により千葉県が定める県いじめ防止基本方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）を参酌するものとする。

3 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(3) いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

(4) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

4 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関す

る評価を踏まえ、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

- 5 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(市立学校いじめ防止基本方針)

第11条 市立学校は、法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針として、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(相談体制及び情報収集体制の充実)

第12条 市は、児童等、保護者、市立学校の教職員その他のいじめの防止等に関係する者が安心していじめに関する相談を行うことができる体制の充実を図るものとする。

- 2 市は、迅速かつ適切にいじめの防止等のための対策を実施するため、関係機関と相互に連携し、いじめに関する情報の収集を行うことができる体制の充実を図るものとする。

(いじめの防止及び早期発見)

第13条 市は、児童等が自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が相互に良好な関係を築くことができる取組その他いじめの防止のための対策を実施するものとする。

- 2 市は、いじめへの対処を迅速かつ適切に行うため、いじめの早期発見のための対策を実施するものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第14条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめへの対処が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 市立学校の教職員の資質の向上を図るための研修の実施

(2) いじめへの対処に関し助言を行うための人材の確保及び市立学校の求めに応じた当該人材の派遣

(3) その他いじめへの適切な対処に必要な施策

(啓発)

第15条 市は、いじめが児童等の心身の健全な成長に与える影響、いじめの防止の重要性、いじめに関する相談及び救済の制度等について、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施するものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策)

第16条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、関係機関と連携し、必要な教育及び啓発活動その他の施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(鴨川市いじめ問題対策連絡協議会)

第18条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、法第14条第1項の規定に

より、学校、鴨川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関により構成する、鴨川市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（鴨川市いじめ問題対策調査会）

第 19 条 いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、法第 14 条第 3 項の規定により、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会（以下「対策調査会」という。）を置く。

- 2 対策調査会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) いじめの防止等に関する調査研究

- (2) 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

- (3) 重大事態（法第 28 条第 1 項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が市立学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

- 3 対策調査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

- 4 委員は、いじめの防止に関し専門的な知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 5 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 対策調査会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 7 会長は、対策調査会を代表し、会務を総理する。

- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 9 対策調査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 10 対策調査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 11 対策調査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 12 前各項に定めるもののほか、対策調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（重大事態への対処等）

第 20 条 市は、重大事態が市立学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第 5 章に規定する重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止（以下「重大事態への対処等」という。）を迅速かつ適切に実施するものとする。

（市長の調査）

第 21 条 市長は、法第 30 条第 1 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処等のために必要があると認めるときは、第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により、第 19 条第 2 項第 3 号の確認並びに調査及び審査の結果について調査を行うものとする。

（守秘義務）

第 22 条 いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしては

ならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(財政措置)

第 23 条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 水道事業運営委員会の委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策調査会の委員	10,000 円
---------------	----------

○鴨川市いじめ問題対策調査会規則

平成28年3月31日
教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市いじめ防止対策推進条例(平成28年鴨川市条例第2号。以下「条例」という。)第19条第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する鴨川市いじめ問題対策調査会(以下「対策調査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
(委員が有すべき専門的な知識)

第2条 条例第19条第4項に規定する委員が有すべき専門的な知識は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する知識又は教育委員会が必要と認める知識とする。
(除斥)

第3条 対策調査会は、委員が条例第19条第2項第3号に掲げる確認並びに調査及び審査(以下「調査等」という。)の対象となった重大事態について人間関係又は利害関係を有する等当該調査等の公平性又は中立性が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該委員を当該調査等に参加させないものとする。
(庶務)

第4条 対策調査会の庶務は、学校教育課において処理する。
(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、対策調査会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鴨川市いじめ防止基本方針

平成28年10月
鴨川市・鴨川市教育委員会
(最終改定 平成31年3月)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こり得るものであること、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識する必要がある、いじめを許さない人間関係づくりや集団づくりを通して、いじめの防止や早期発見、早期対応の対策を講ずることが大切です。

また、いじめを防止するためには、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者が一体となって課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し「いじめを許さない風土づくり」を進めていく必要があります。

そこで、市は、鴨川市いじめ防止対策推進条例（平成 28 年鴨川市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、鴨川市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定します。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	4
1 いじめの定義	4
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
3 市いじめ防止基本方針策定の目的	5
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
市が実施する対策	5
1 組織の設置	5
(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置	5
2 各種施策	5
(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実	5
(2) いじめの防止及び早期発見	5
(3) 人材の確保及び資質の向上	6
(4) 啓発	6
(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	6
(6) 調査研究	6
(7) 財政措置	6
3 いじめへの対応	6
(1) いじめに対する措置	6
(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応	6
市立学校が実施する対策	7
1 市立学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 組織の設置	7
3 各種施策	8
(1) いじめの防止	8
(2) いじめの早期発見	8
(3) いじめへの対応	8
(4) いじめの解消とは	9
(5) いじめが起きた集団への働きかけ	9
(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	9
保護者の役割	9
市民の役割	9
重大事態への対処	10
1 重大事態の発生と調査	10
(1) 重大事態の意味	10
(2) 重大事態を認知した場合の対応	10

(3) 調査主体	10
(4) 調査について	10
(5) 調査を行うための組織	11
(6) その他の留意事項	11
(7) 情報提供及び調査結果の報告	11
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	11
(1) 再調査	11
(2) 再調査の実施方法	11
(3) 再調査の結果を踏まえた支援等	11
第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項	11
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12
1 調査結果等の資料の保存について	12
2 市いじめ防止基本方針の見直しについて	12
3 その他の留意事項	12

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）を参照。

このことから、個々の行為がいじめに当たるか否かは、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。児童生徒によっては、いじめを受けていることを相談しにくい気持ちや、気づいてほしいという思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することが大切である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて、いじめに当たると判断した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する事案であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず他の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、すぐにいじめを行った者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を取り戻した場合においては、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に相談をし、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校組織として情報共有することは必要である。

いじめの認知は、特定の教職員ではなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用することとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、全ての児童生徒が「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気を持つなど、一人一人の人権意識と道徳性を高めていくことが必要である。いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の不断の努力でいじめ問題克服を目指さなければならない。

○ 鴨川市いじめ防止対策推進条例

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であ

ることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市いじめ防止基本方針は、上記基本理念を実現するため、以下の事項を目的とする。

- いじめの防止等のための対策については、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら社会全体で進める。
- 法及び条例により規定されたいじめの防止等のための対策を推進するための基本事項を定めることにより、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためには、市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、それぞれの役割を自覚し、実行することが大切である。

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、鴨川市立小中学校（以下「市立学校」という。）、千葉地方法務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長及び教育委員会により構成される鴨川市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施するとともにいじめについて専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会（以下「対策調査会」という。）を設置する。対策調査会は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する識見を有する者又は教育委員会が必要と認める者で構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

いじめの防止、早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援及びいじめを行った者等に対する適切な指導と支援を行うため、スクールカウンセラーの配置等いじめに関する通報や相談体制の充実、学校、保護者、地域住民その他関係機関の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

(2) いじめの防止及び早期発見

ア 市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道徳教育や人権教育等の指導体制が、系統的・機能的に組織されているかを確認し、指導する。また、体験的な活動が全ての学年において効果的・計画的に実施されているか確認し、指導する。

イ 市立学校の生徒指導に関する会議や研修会等に積極的に参加し、具体的な施策等についての指導・支援を行う。

ウ 定期的に生徒指導担当者会議を開催し、市立学校間の情報交換及び研修会を実施する。

エ 定期的ないじめ調査や聞き取り調査等を実施し、交友関係や人間関係、いじめの実態を把握する。

オ 長期欠席児童生徒に対する月例調査を実施し、不登校などの長期欠席の状況を把握し、児童生徒の欠席の背景を分析する。

カ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないように、気軽に相談できる体制を市立学校に整えるとともに、相談機関について各家庭に周知させる。

キ 就学前において、自己肯定感を高め自信を持たせたり、また、他者を尊重することを学ぶことにより、いじめの未然防止につながることを期待される。市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、いじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

ア 教育委員会は、市立学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について必要があると認めるときは自ら調査を行う。

イ 教育委員会は、市立学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

ア いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対

応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

- イ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、市立学校での適切な指導・支援やいじめを受けた者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、いじめの防止等のための対策について、当該市立学校の実情に応じ、市立学校いじめ防止基本方針を定める。策定した市立学校いじめ防止基本方針については、市立学校のホームページなどで公開する。

また、市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見、事案対処のマニュアルの実行、定期的、必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえた改善に取り組むよう努めなければならない。

2 組織の設置

市立学校は、複数の教職員によって構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策組織」という。）を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的知識を有する者の参加を求める。

また、当該組織は、市立学校いじめ防止基本方針を見直し、市立学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認や必要に応じた計画の見直しなど、市立学校のいじめ防止等の取組について、P D C A サイクル（計画 Plan－実行 Do－評価 Check－改善 Action）で検証する。学校いじめ防止対策組織の役割は、以下のとおりである。

- 市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集・共有と記録を行う役割
- いじめを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要である。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、また、対応不要であると個人で判断せずに、全て当該組織に報告・相談しなければならない。この報告は、法第23条に規定されている義務であり、報告を行わないことは法律違反となる。当該組織は集められた情報を確実かつ適切に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが重要である。

3 各種施策

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも起こり得るということを踏まえ、市立学校はいじめの防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、道徳科の授業はもとより、児童会・生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

さらに、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- 館山人権擁護委員協議会鴨川部会と連携し、人権教室を開催するとともに、人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を促す。

- 児童会・生徒会を中心に「いじめ撲滅宣言」等への取組を実施する。

* 豊かな人間関係づくり実践プログラム

千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、豊かな人間関係づくり事業の一環で、児童生徒のコミュニケーション能力の育成のために作成したプログラム。

- いじめが生まれる背景には様々な要因があるが、特に、次のような事情がある児童生徒に対しては、教職員の正しい理解が必要である。

- ・ 障害のある児童生徒
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒
- ・ 保護者が外国人である児童生徒
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・ 災害や事故により被災し、避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため、全教職員が連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。そして教職員一人一人の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く鋭く保つ必要がある。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を守り通すことを最優先とする。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を図ることを目的とした教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。

(4) いじめの解消とは

いじめは、単にいじめを行った者からいじめを受けた者への謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめの解消」とは少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

ア いじめに係る行為がやんでいること

いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等により更に長期を要する場合も考えられる。

イ いじめを受けた者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた者が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導するとともに、安心して伝えられる態勢を整える。また、同調していた児童生徒には、それらの行為はいじめに加担している行為であることを理解させる。

なお、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き観察を行い、心のケアや指導を継続して行うとともに、全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

インターネットや携帯電話を利用して行われるいじめに対しては、千葉県の「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等からの情報を得るなど、早期発見・早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

保護者の役割

- 1 保護者は、保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように必要な指導を行う。
- 2 保護者は、保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先する。いじめの認知については、児童生徒が保護者に心配をかけたくないなどと考え、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠す場合がある点に十分に留意する。

市民の役割

- 1 市民は、いじめの問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行い、安心して過ごすことができる風土づくりに努める。

- 2 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられるときは、市、学校その他の関係機関に情報を提供するように努める。

重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

ア 法第 28 条第 1 項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

イ 法第 28 条第 1 項第 2 号の相当の期間については、国いじめ防止基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

なお、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態にとらえ、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに開くとともに、教育委員会に連絡し、いじめを受けた者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。

さらに、教育委員会と連携・協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、市立学校は、以下の方法で電話等により速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

市立学校 → 教育委員会 → 市長

*教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。(南房総教育事務所を経由する)

(3) 調査主体

市立学校から報告を受けた教育委員会は、当該重大事態の調査を行う主体を市立学校にするか、教育委員会にするかの判断を行い、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、調査組織の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、教育委員会において調査を実施する。

(4) 調査について

調査に当たっては、国のいじめ防止等のための基本的な方針の内容により適切に実施し、重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ(いつ頃から)誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、市立学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この調査は、市立学校と教育委員会が事実から向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が、重大事態の案件の調査主体を行うときは、対策調査会を活用し、対策調査会長が会議を招集する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明をする。これらの情報の提供に当たっては、市立学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものとし、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施することとする。

この場合の第三者とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教職員・警察官経験者など外部専門家の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進める。

なお、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、広く周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施する。

市いじめ防止基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

鴨川市いじめ防止基本方針【概要版】（最終改定 平成31年3月）

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであつても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめが絶対に許されない行為であることを認識し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関との連携強化を図るため設置する。市立学校、千葉地方法務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長等により構成する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施するとともに、専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として設置し、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する識見を有する者等により構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

- ・スクールカウンセラーの配置等の相談体制の充実
- ・学校、保護者、地域住民等の連携の強化、体制の整備

(2) いじめの防止及び早期発見

- ・市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道德教育、人権教育等の指導体制を確認し、指導する。
- ・市立学校の生徒指導に関する会議、研修等に積極的に参加し、指導・支援する。
- ・定期的にいじめ調査等を実施し、交友関係や人間関係などのいじめの実態を把握する。
- ・いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、気軽に相談できる体制を整え、相談機関について各家庭に周知を図る。
- ・市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。

(3) 人材の確保及び資質の向上

教職員の研修を充実させ、資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報等により啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

いじめの防止と効果的な対処ができるよう関係機関と連携して、資料等を配布するなど啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

対策の実施状況等について、調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

教育委員会は、市立学校からいじめの報告を受けたときは、必要な支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、必要があると認めるときは自ら調査を行う。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

関係機関との連携の下、被害児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては、事情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的な指導及び支援するための必要な措置を講ずる。

なお、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校の実情に応じて定め、ホームページなどで公開する。また、市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

2 組織の設置

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的な知識を有する者の参加を求める。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、また、対応不要であると個人で判断せずに、全て当該組織に報告・相談しなければならない。当該組織は集められた情報を確実かつ適切に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが重要である。

3 各種施策

(1) いじめの防止

心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、道徳科の授業はもとより、児童会・生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

○ いじめが生まれる背景には様々な要因があるが、特に、次のような事情がある児童生徒に対しては、教職員の正しい理解が必要である。

- ・障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒
- ・保護者が外国人である児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

・災害や事故により被災し、避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に対応する。そのためには、教職員の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒との信頼関係の構築に努める。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を最優先に保護し、状態に応じた継続的な指導・支援を行う。また、加害児童生徒に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(4) いじめの解消とは

いじめは、単にいじめを行った者からいじめを受けた者への謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめの解消」とは少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

ア いじめに係る行為がやんでいること

いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等により更に長期を要する場合も考えられる。

イ いじめを受けた者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた者が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。いじめが解消したとみられる場合でも、心のケアや指導を継続的に行う。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

千葉県の「ネットパトロール事業」等から情報を得るなど、早期発見、早期対応に努める。

保護者の役割

保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように、必要な指導に努める。

いじめを受けた場合は、生命及び心身を保護することを最優先する。

市民の役割

いじめの問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行う。もし、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられたときは、市、学校、その他の関係機関に情報を提供するように努める。

重大事態への対応

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などを想定する。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに

開くとともに、教育委員会に連絡し、いじめを受けた者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。その後、重大事態と認められる場合、教育委員会は、市長に報告するとともに、県教育委員会に情報を提供する。

(3) 調査主体

教育委員会は、調査主体を市立学校にするか、教育委員会にするかを判断する。

なお、従前の経緯や児童生徒又は保護者が望む場合は、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査について

事実関係を明確にするため、国のいじめ防止等のための基本的な方針の内容により調査を実施する。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が調査主体に当たるときは、対策調査会を活用する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、児童生徒に関して出席停止措置の活用、就学校の指定の変更等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を情報提供する。

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

結果報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を行う。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家等の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進めるとともに、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施し、内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

令和元年度

鴨川市いじめ問題対策連絡協議会

[資料B いじめ問題対策連絡協議会について]

1	いじめ問題対策連絡協議会次第	P 1
2	鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 委員	P 2
3	令和元年度いじめ状況調査	P 3, 4
4	鴨川市立江見小学校	P 5
5	鴨川市立鴨川小学校	P 6
6	鴨川市立東条小学校	P 7
7	鴨川市立西条小学校	P 8
8	鴨川市立田原小学校	P 9
9	鴨川市立天津小湊小学校	P 10
10	長狭学園 (鴨川市立長狭小学校・中学校)	P 11, 12
11	鴨川市立鴨川中学校	P 13
12	鴨川市立安房東中学校	P 14

令和元年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会

令和2年1月15日（水）15時～
鴨川市役所天津小湊支所2階会議室

1 開 会

2 教育長挨拶 月岡 正美 教育長

3 各委員の紹介（自己紹介）

4 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会について（説明：事務局）

5 報告及び情報交換

（1）今年度の市内小中学校のいじめの状況について（学校教育課より）

（2）自校のいじめ対策及びいじめ問題等の現状について（各小中学校より）

6 質 疑

（1）いじめ防止等の対策について

（2）その他

7 助 言

（1）千葉地方法務局館山支局より

（2）君津児童相談所より

（3）鴨川警察署生活安全課より

（4）家庭教育相談員より

（5）子ども支援課長より

（6）市小中校長会長より

（7）学校教育課長より

（8）教育長より

8 諸 連 絡

9 閉 会

令和元年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 委員

	分 野	所 属
1	関係行政機関	千葉地方法務局館山支局
2		鴨川警察署生活安全課
3		君津児童相談所
4	市の職員	子ども支援課
5		学校教育課
6		生涯学習課
7	学校教職員	鴨川市小中校長会長
8		鴨川市立江見小学校
9		鴨川市立鴨川小学校
10		鴨川市立東条小学校
11		鴨川市立西条小学校
12		鴨川市立田原小学校
13		鴨川市立天津小湊小学校
14		鴨川市立長狭小学校
15		鴨川市立長狭中学校
16		鴨川市立鴨川中学校
17		鴨川市立安房東中学校

事務局 学校教育課 助川 孝浩

令和元年度 いじめの状況調査(1学期) 報告日:7月19日

各校調査時期:6月中旬~7月上旬頃

鴨川市立 全小 学校

回答者名 学校教育課 助川

- 1 【いじめの状況調査】1学期中において、いじめが認知された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 認知された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年	5	5	0	
2年	23	19	4	
3年	13	13	0	
4年	11	11	0	
5年	21	15	6	
6年	3	3	0	
	76	66	10	

令和元年度 いじめの状況調査(2学期) 報告日:12月23日

各校調査時期:11月中旬~12月上旬頃

鴨川市立 全小 学校

回答者名 学校教育課 助川

- 1 【いじめの状況調査】2学期中において、いじめが認知された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 認知された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年	6	5	1	
2年	12	3	9	
3年	8	8	0	
4年	11	9	2	
5年	12	10	2	
6年	6	5	1	
	55	40	15	

- (1)いじめの認知⇒各学校のアンケート調査等はいじめと確認された案件
 (2)問題が解消されて経過観察中のもの及び解消後3か月未満の案件
 (3)問題が解消せず継続して指導しているもの

令和元年度 いじめの状況調査(1学期) 報告日:7月19日

各校調査時期:6月中旬～7月上旬頃

鴨川市立 全中 学校

回答者名 学校教育課 助川

- 1 【いじめの状況調査】1学期中において、いじめが認知された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 認知された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年	39	35	4	
2年	42	40	2	
3年	15	14	1	
4年				
5年				
6年				
	96	89	7	

令和元年度 いじめの状況調査(2学期) 報告日:12月23日

各校調査時期:11月中旬～12月上旬頃

鴨川市立 全中 学校

回答者名 学校教育課 助川

- 1 【いじめの状況調査】2学期中において、いじめが認知された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 認知された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年	33	28	5	
2年	24	19	5	
3年	2	2	0	
4年				
5年				
6年				
	59	49	10	

- (1)いじめの認知⇒各学校のアンケート調査等はいじめと確認された案件
 (2)問題が解消されて経過観察中のもの及び解消後3か月未満の案件
 (3)問題が解消せず継続して指導しているもの

令和元年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立江見小学校
担当者

1 自校のいじめ問題対策の組織について

本校の校内組織として、「生徒指導委員会」を設けている。原則として毎月1回委員会を招集し、生徒指導に係る課題に関する情報共有と、全職員で共通理解するための対策を話し合っている。

○生徒指導推進委員

「校長・教頭・教務・副教務・生徒指導主任・養護教諭・特支コーディネーター」

2 自校のいじめ問題対策について

職員会議後に生徒指導情報交換会を行い、全教職員から生徒指導に関係する気になる児童について、周知しておきたい情報などの交換を行っている。「全ての教職員が全ての学級担任」「チーム江見小」を合言葉に、全教職員が担当する学年を超えて全校児童を見ていこうという方針の下、情報を共有している。

さらに、年間3回の教育相談期間を設け、1・3学期は学級担任、2学期は希望制で担任以外の教職員も時間を取り、児童の日頃の生活や内面に関することなどについて、丁寧かつ受容的に話を聞いている。その中で気になる情報については、学級担任に伝えたり、生徒指導情報交換会や打ち合わせ等の場において共通理解を図ったりしている。

また、小さな異変を見逃さないことを心がけ、状況に応じて全校集会を開いて話をしたり、学期始め、学期末には生徒指導に関わる話をしたりしている。

令和元年度鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立東条小学校

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 生徒指導委員会
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・部会別学年職員1名
＊状況に応じてスクールカウンセラー
- (3) 会開催 每学期1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内 容 上記組織は以下の役割を担う。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談、通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録の共有
 - ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

＊重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。
- (5) 事務局 ◎生徒指導主任・教頭・教務主任・教育相談担当職員・学年主任・養護教諭
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

2. 自校のいじめ対策について

[未然防止に向けた取り組み]

- (1) いじめ防止の環境づくり
「自己有用感」を感じ取れる絆づくりと居場所づくりの確保
- (2) 「わかる授業」の展開
校内研修の充実やセルフチェックシートによる自己評価
- (3) 道徳教育・体験活動の充実
相互参観による授業の充実・ピアサポートの実施(年間4回)
- (4) いじめ防止の啓発活動
いじめ防止集会・「東条仲間宣言」・「ピンクシール運動」・人権教育
- (5) 指導方針等の周知
学校便りの配布や懇談会にて周知

[いじめの早期発見についての取り組み]

- (1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施
年2回の教育相談期間(6月・11月)※ふれあいアンケートの実施
いじめアンケートの実施(各学期末)
スクールカウンセラーとの積極的な面談(6年生は全員実施)
- (2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察
アンテナを常に高く保ち、気になる様子は打ち合わせで情報の共有化
- (3) いじめに関する窓口の常設
校内に複数「相談箱」の常設し、情報の収集と把握

令和元年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立西条小学校

担当者

1 本校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 校内生徒指導委員会
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員
低・中・高学年職員1名・養護教諭
- (3) 会開催 毎月1回及び随時(いじめやいじめの疑いがあった場合)
- (4) 内 容 ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の
作成・実行・検証・修正
②いじめの相談・通報の窓口
③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかわる情報の収集と記
録、共有
④いじめの疑いにかかわる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ
の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、児童支援の
体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- (5) 事務局 ◎教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・養護教諭・(スク
ールカウンセラー)
- ※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

2 本校のいじめ対策について

- (1) いじめの未然防止
 - ・ いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) いじめの早期発見と相談・通報
 - ・ 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施や観察、いじめに関する窓口の常設により早期発見をし対応にあたる。
- (3) いじめを認知した場合の対応
 - ・ いじめ事案に関わる聞き取りを行い、いじめを受けた児童の安心安全の確保と支援体制を組む。
 - ・ 関係機関と連携を図り、いじめを受けた児童及び保護者のケアや支援を行う。
 - ・ 再発防止のための指導・啓発、情報提供をする。
- (4) 重大事態への対処
 - ・ 校長が、市教委を通じて市長へ報告を行い、上記(3)の対応をとる。
- (5) 公表、点検、評価等
 - ・ 毎年、年度始めに学校いじめ防止基本方針を見直し、公表する。
 - ・ いじめ事案への取り組みの評価・分析を行う。
 - ・ 学校の教育活動等に関する保護者アンケートで評価・分析を行う。

学校名 田原小学校

担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

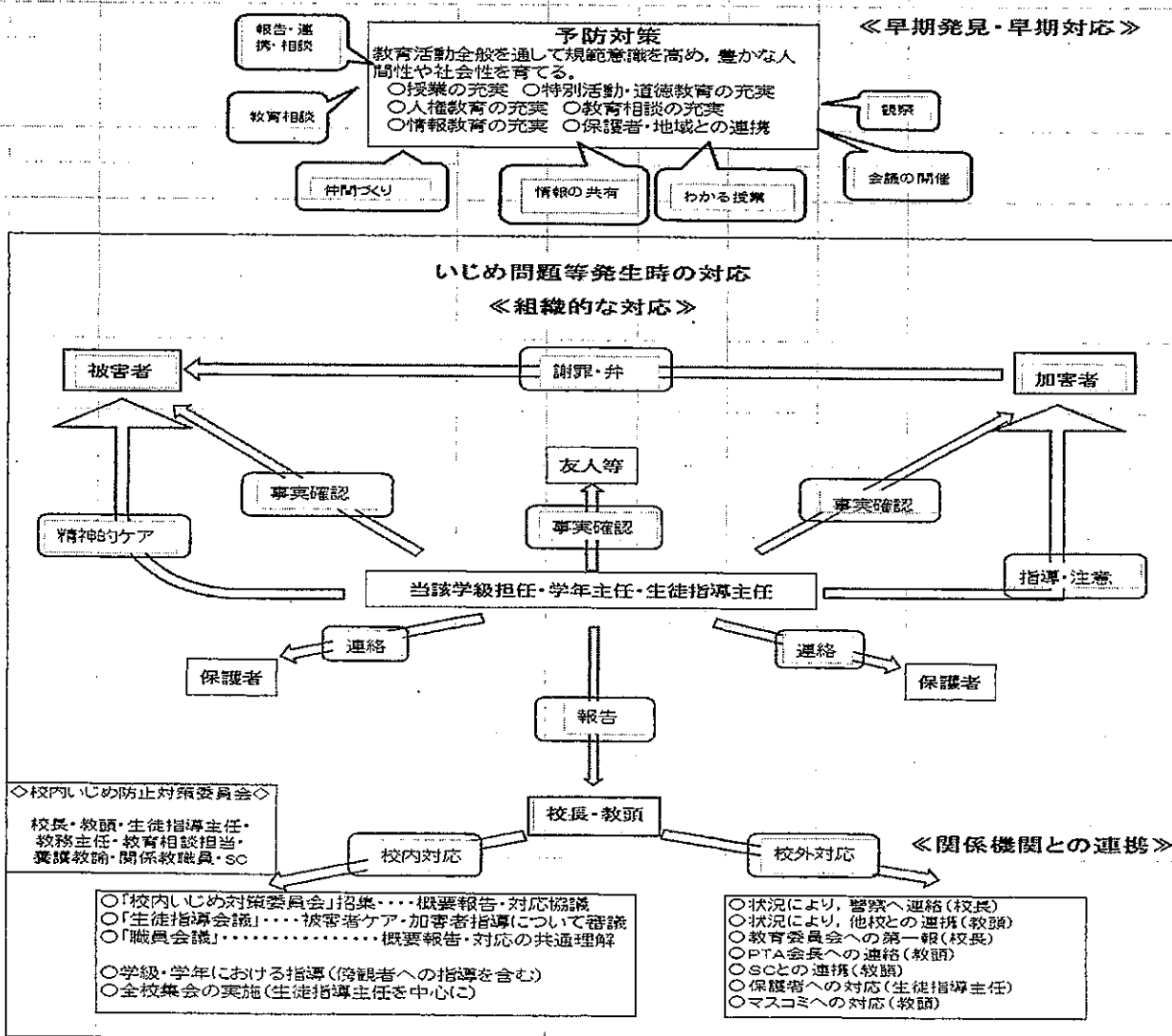
田原小学校いじめ防止基本方針と対策組織

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かは、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。児童生徒によっては、いじめを受けていることを周囲に言いづらく、気づいてほしいという思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することが大切で

けんかやふざけ合ひであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。



2 自校のいじめ対策について

- ・月1回、生徒指導会議を行い、全職員で情報を共有し、いじめの防止・早期解決に努めている。

令和元年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立天津小湊小学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 校内いじめ防止対策委員会
- (2) 構成員 ○校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員
低高代表職員1名・養護教諭・(スクールカウンセラー)等
- (3) 会開催 学期1回及び随時(いじめやいじめの疑いがあった場合)
- (4) 内 容 上記組織は以下の役割を担う。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談、通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
 - ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携と
いった対応を組織的に実施

*重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。
- (5) 事務局 ○教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・養護教諭・
(スクールカウンセラー)等
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

2 自校のいじめ対策について

- (1) 職員会議後に生徒指導情報交換会を開き、全職員から気になる児童について様子や周知しておいてほしいことを話してもらい、情報を共有している。
- (2) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談を行っている。
 - ①いじめの状況把握のために定期的なアンケートの実施(5月、11月、2月)と集計分析(インターネットに通じたいじめについての質問項目を含む)
 - ・アンケート実施後の確認のための面談・委員会の開催
 - ・児童の訴え、または教師の気づきにより、随時、事実確認を行う。
 - ②年間2回(6月、11月)の教育相談期間を設け、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 「相談箱」等を設置し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。
- (4) カウンセラーの人と4・5・6年生全員の児童が面談をした。(11・12月)
1・2・3年生は3学期に実施する予定である。

令和元年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立長狭小学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- 名称・・・いじめ防止対策委員会
- 構成員・・・校長 小教頭 中教頭 生徒指導主事 生徒指導主任 教育相談担当
長欠指導担当 小養護教諭 中養護教諭 特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー

2 自校のいじめ対策について

- 毎週 1 回（木曜 5 校時）定期的にいじめ防止対策委員会を開催している。小中合同で情報交換を行い、直近の職員会議で報告の機会を持ち、全職員での共通理解を図る。
- いじめの訴えや兆候が確認されたら、このいじめ防止対策委員会ですら、対応策を検討し、全職員に伝え、共通の指導をしていく。
- 緊急を要する場合は、このいじめ防止対策委員会を待たずに、随時担当で会合を開き（小中別対応で差し支えない場合が多い）対応をする。その後、いじめ防止対策委員会で報告した後、全職員にも伝え、共通理解のもと経過観察と指導を行っていく。

令和元年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立長狭中学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- 名称・・・いじめ防止対策委員会
- 構成員・・・校長 小教頭 中教頭 生徒指導主事 生徒指導主任 教育相談担当
長欠指導担当 小養護教諭 中養護教諭 特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー

2 自校のいじめ対策について

- 毎週 1 回（木曜 5 校時）定期的にいじめ防止対策委員会を開催している。小中合同で情報交換を行い、直近の職員会議で報告の機会を持ち、全職員での共通理解を図る。
- いじめの訴えや兆候が確認されたら、このいじめ防止対策委員会ですら、対応策を検討し、全職員に伝え、共通の指導をしていく。
- 緊急を要する場合は、このいじめ防止対策委員会を待たずに、随時担当者で会合を開き（小中別対応で差し支えない場合が多い）対応をする。その後、いじめ防止対策委員会で報告した後、全職員にも伝え、共通理解のもと経過観察と指導を行っていく。

令和元年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立鴨川中学校

担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 校内いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会がこれを兼ねる）
- (2) 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当
養護教諭・スクールカウンセラー等
- (3) 会開催 毎週1回、確認の場を設定する。但し、いじめやいじめの疑いがあった場合は随時実施する。

2 自校のいじめ対策について

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの相談、通報の窓口の充実と推進を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係わる情報の収集と記録、共有を図る。
- ・いじめの疑いに係わる情報あった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

学校名 安房東中学校

担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

○生徒指導委員会 … (隔週で実施 水曜4校時)

メンバー … 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当
養護教諭、スクールカウンセラー 計 7人
※生徒指導主事と学年生徒指導担当は兼ねる。

2 自校のいじめ対策について

○全校職員 … 教育活動全般を通して、いじめ防止に対する啓発の充実をめざす。

教育相談の実施(前期:学年担任 後期:担当希望制)

朝清掃や花壇など、生徒会や委員会活動による環境づくり。

生徒との日常会話

○スクールカウンセラー … (1) 生徒全員対象の相談(前期)
(水曜日 勤務) (2) 抽出生徒の相談 (後期)
(3) 任意の相談 (随時)

○生徒指導⇄学年職員 … いじめアンケート(年3回)

○生徒指導委員会 … 各学年で実施資料を回覧し、共通理解をはかる。

○主任会・企画会 … 各学年の現状や指導の方向性を確認

○外部機関 … (1) 人権教育 (2) 福祉教育 (3) その他
※その他:本年度は男女共同参画について